

2026年6月30日

ゆうちょ銀行をご利用のお客さま

東京都千代田区丸の内二丁目7番2号
株式会社ゆうちょ銀行

当行は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第3条第1項の規定に基づき、預金保険機構への移管対象となる預金等について、下記のとおり公告します。

対象となる預金等については、預金保険機構への納付の日をもって、預金債権が消滅しますが、当該預金等に係る預金者等であった方は、引き続き、当行（または郵便局）を通じて、当該預金等の元本および利子に相当する額の金銭（休眠預金等代替金）の払戻しを請求することができます。

記

1. 対象となる預金等

2016年1月1日から2016年6月30日までに最終異動日等があった預金等

2. 預金保険機構への納期限（※）

2027年6月30日

（※）法に基づく預金保険機構への納付期限であり、実際の納付日とは異なります。

以上